

## 基準省令の改正にともなう静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（基準条例）等の一部改正について

障害福祉サービス事業所等の基準を定める条例は、都道府県又は政令指定都市等が、厚生労働省令で定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等を、準拠、参酌し、それぞれの条例で定めること（条例委任）としています。

この度、上記基準省令の改正についての意見募集が厚生労働省においてなされ（平成 29 年 1 月 23 日終了）、今後寄せられた意見を踏まえつつ改正がされますが、それに伴い静岡市で定める関係条例も改正を行うため、検討を進めています。

### 1 厚生労働省令が改正された場合、改正を行う対象となる市条例

今回改正予定の省令とそれに伴い改正を行う見込みの市条例は次のとおりです。

	改正予定の厚生労働省令	改正対象となる市条例
1	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）	○静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年静岡市条例第 12 号）
2	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）	○静岡市障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年静岡市条例第 14 号）
3	○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）	○静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年静岡市条例第 16 号）

### 2 予定されている厚生労働省令の改正内容とそれに伴う市条例の改正について

就労継続支援 A 型や放課後等デイサービスについては、近年、不適切な支援を行っている事例が散見されており、その運用の見直しを図るため、厚生労働省では、基準省令を改正することから、基準省令に準じて制定されている下記条例についても基準省令と同等の改正を行おうとするものです。

- ・静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年静岡市条例第 12 号）に関わる事項

就労継続支援 A 型事業者について、利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の義務規定を設ける

就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定を設ける。また、就労継続支援 A 型事業者が利用者に支払う賃金及び工賃の額について、原則、自立支援給付費から充当してはならない旨の規定を設ける。

就労継続支援 A 型事業者が定めるべき運営規程の項目として、生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃を追加する。

・ **静岡市障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年静岡市条例第 14 号）に関わる事項**

就労継続支援 A 型事業者について、利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の義務規定を設ける

就労継続支援 A 型事業者は生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定を設ける。

就労継続支援 A 型事業者が定めるべき運営規程の項目として、生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃を追加する。

・ **児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）に関わる事項**

指定放課後等デイサービスの人員配置基準について、置くべき従業員を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を児童指導員又は保育士としなければならないこととする。

指定放課後等デイサービスの事業所に対して、省令に定める指針の遵守及び当該指針を踏まえたサービス内容の自己評価及び改善の内容の公表を義務化する。

**3 施行日（予定）**

平成 29 年 4 月 1 日

**4 静岡市基準条例の改正についてのスケジュール**

平成 29 年 1 月 23 日	厚生労働省令改正についてのパブリックコメント終了
2 月下旬	2 月議会へ改正案を上程
2 月	2 月議会にて審議
4 月 1 日	改正条例施行（予定）

※静岡市の条例改正案は国省令改正案と同じであるため、静岡市においてパブリックコメントは行いません。